

一九九二年（平成四年）ワ第二〇七五号、一九九三年（平成五年）ワ第二二二二五号、
一九九四年（平成六年）ワ第二三〇八号、公式陳謝等請求事件

原告 朴



外 一

被告 国

意 見 書

右当事者間の御庁頭書事件につき、原告らは、被告の一九九九年（平成十一年）一月二八日付「証拠申出（証人申請及び本人申請）に対する意見書」に対し、左記のとおり反論する。

一九九九年（平成十一年）三月一日

右原告ら訴訟代理人

京都地方裁判所
第一民事部
合議係
御中

同 同 同 同 同 同 同 同 弁護士

中 新 金 武 池 松 山 堀 小

田 谷 田 上 本 本 野

京

政 正 信 哲 康 晴 和 誠

義 敏 富 裕 朗 之 太 幸 之

第一 本件訴訟の意義・争点について

一 本件訴訟の意義について

本件原告らは、被告日本国が犠牲者と遺族の前で浮島丸事件の真相を究明し、真摯な謝罪を行ってその道義を取り戻すことを念願して、提訴に至ったものであり、金銭請求はその表現としての意義を有するものでなくてはならない。

従って、本件では、単に浮島丸爆発沈没の原因が何であったかのみならず、被告国が浮島丸事件そのものや犠牲者の遺骨をどのように取り扱ってきたのか、その結果生還者や遺族らは浮島丸事件をどのように受けとめてきたのか、原告らはいかなる心情で被告国に対し公式陳謝を求めているのか、が審理されねばならない。

そして、右のような観点から証人尋問や原告本人尋問の採否も判断される必要がある。

二 遺骨返還請求の争点について

被告は遺骨返還請求について、「本件での争点は、被告が、原告らの求める実

骨を特定可能な状態で占有しているか否かである」という。

たしかに原告は浮島丸事件の犠牲者の遺骨を各遺族に引き渡すことを請求している。

しかし、これは浮島丸事件犠牲者の遺骨を個別の名前が記載された骨壺に入れ、一部はすでに遺族に（被告の用語にいう「実骨」として）返還し、残りは裕天寺に保管してきたという被告の従前の行動を当然の前提としたものである。

そして、被告のいうように被告の管理する遺骨が犠牲者全体の遺骨を人数に合わせて分骨したものであったとしても、遺骨が他人の遺骨と混合したことによって原告らの遺骨所有権が実体上消滅することはありえない。返還請求のために特定については、祭祀の対象としての遺骨の特定は生物学的方法によるのではなく、その物が特定の個人の遺骨として礼拝の対象となってきたことよって特定されるところと考えられるし、通常の物に対する法理を適用すれば、原告らは混和により遺骨全体の共有者となり、保存行為として遺骨全体の引渡を求めることができることになる。

したがって、被告の管理する遺骨が犠牲者全体の遺骨を人数に合わせて分骨したものであるという事実は、「遺骨の特定」に関する解釈または遺骨返還請求の

法律構成に影響を与えるだけであつて、遺骨返還請求権の存否を左右するものではない。右の分骨の事実は被告が本訴訟において初めて明らかにした事実であり、被告の従前の行動（一部の犠牲者遺族への「実骨」としての返還）と矛盾するばかりか、未だ何の立証もされていない事実である。原告らは右の分骨の事実を知るはずもなく、この事実を積極的に争うものでもないが、何の立証もされていない現段階において原告らが「遺骨の特定」の意義について改めて主張したり、遺骨返還請求の法律構成を改める必要はないと考えているだけである。

以上、被告の保管する遺骨が各故人のものであるか、犠牲者全体の遺骨を分骨したものであるかという事実は、本件遺骨返還請求の争点ではない。

二 申請証人の証言の必要性について

1 李金珠について

浮島丸事件が原告らの生活に及ぼした影響、原告らの心情、韓国における浮島丸事件に対する理解は、道義的國家たるべき義務による賠償責任を基礎づける事実であり、立法義務を基礎づける事実であるから、まさに原告の請求を法的に根拠づける事実である。

また、被告は李金珠の供述を伝聞供述であるというが、同人は太平洋戦争被害者光州遺族会の会長として会員たる原告らの自宅を繰り返し訪問し、事情を聴取し、あるいは相談を受けながら本件原告団の形成に参与してきたのであり、原告らの生活状況に関する同人の証言は伝聞供述ではない。また、原告らの心情そのものはさておき、心情を推認させる諸事実についてもやはり伝聞供述ではない。もとより各原告は自らの被害事実や心情を法廷で語りたい希望を有しているが、原告全員の尋問に要する期間に鑑み、原告らは李金珠の尋問を求めているのである。

以上より、李金珠の証言は必要不可欠である。

2 田在鎮について

田在鎮は、浮島丸事件生還者について自ら聞き取りすることにより直接体験した事実、即ち、生還者が浮島丸事件の爆発状況、事件の原因についての理解、犠牲者として抱いている日本国に対する思い等についてどのように語ったかを証言するものであり、伝聞供述ではない。

なお、田在鎮が自ら聞き取りした浮島丸事件生還者六〇名の記録は、本件請求原因事実を立証する重要な資料であり、原告らは別途これを書証として申請する

原因事実を立証する重要な資料であり、原告らは別途これを書証として申請する予定である。

以上より、田在鎮の証言は必要不可欠である。

3 菅谷耕次について

菅谷耕次は、浮島丸事件当時の日本側乗組員等に対する取材を行ったものであり、その取材活動を通じて直接体験した事実について証言するものである。

その体験内容は、特に、被告国が浮島丸事件をどのように扱ってきたのかについて、重要な証拠となるものである。

以上より、菅谷耕次の証言は必要不可欠である。

4 田中宏について

(1) 田中宏教授は、広くは、国境を越える人権法の実践的学者である。学者的な知識・分析にとどまるものではなく、具体的な事例に則して専門的意見を構築し、裁判等の法律実務に大きな貢献と実績を残してきた。

その略歴は末尾添付別紙のとおりである。

(2) 浮島丸事件もそのひとつであるところの、戦後補償の裁判のいくつかにも、意見書を提出した上、証言を行い、裁判所の判断に大きく寄与しているところ

である（一九九七年一月二日四日、東京地裁民事二部、金成寿恩給等請求事件。一九九九年二月一七日、東京高裁民事17部、鹿児島花岡事件など）。

(3) 裁判所に求められる司法的機能は、単に判決主文の右か左かに尽きるものではなく、留意すべきものである。伝統的な意味での「紛争解決機能」は、「現代的変容」（「現代司法の位置と課題」田中成明、岩波講座現代の法5、p.5以下、岩波書店）を受けつつ、「政策形成機能」を果たすものとなりつつある。すなわち、「他の機関・手続きによつて適正に果たされていない場合に、それを補ったり、それに代わったりして引き受け」る「補完的・代償的機能」が必然化しているのである。

本件浮島丸事件の性質（戦争、植民地、帰国途上の朝鮮人の遭難、未返還の遺骨、事故原因の未解決など）は、今や、司法的場面でしか日本国家の責任を問えるところはないのであつて、裁判所も時代に沿つた機能が期待されていると言ふべきである。

(4) そして、伝統的な法理のみに眼を向けて「結論は見えている」かの口吻にある被告国の主張は、ここで採用してはならない。上記のとおり、本件事件の性質に依じて、改めて伝統的法理の限界を知ること、或いは又、従前には論じ

てこなかつた法理の発見・確認という姿勢は個別事件に関わる法律実務家の大切な役割と言うべきである。

以上より、田中宏教授の意見・証言は必要不可欠である。

三 原告本人尋問の必要性について

前記第一、一で述べた理由により、本件では、通常訴訟以上に原告本人尋問の必要性が顕著である。

なお、被告は、陳述書の提出を先行するよう求めているが、以下のとおり甲B号証として提出済みである。

1	文	植 (原告番号 2)	甲 B 第二〇号証
2	全	烈 (原告番号 3)	甲 B 第二一号証
3	張	道 (原告番号 36)	甲 B 第三九、四〇号証
4	金	天 (原告番号 38)	甲 B 第四一号証
5	金	錫 (原告番号 39)	甲 B 第四二号証
6	徐	鎬 (原告番号 51)	甲 B 第四四号証

10 9 8 7
金 池 李 姜

成 植 石 麥
(原告番号66) (原告番号45) (原告番号77) (原告番号64)

甲B第五五号証 甲B第四三号証 甲B第六〇号証 甲B第五三号証

以

上